

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

宇都宮市は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護を実施していることを宣言する。

特記事項

-

## 評価実施機関名

宇都宮市長

## 公表日

令和5年11月1日

# I 関連情報

## 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	<p>(1)国民健康保険法及び地方税法その他の地方税に関する法律、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、宇都宮市国民健康保険条例、宇都宮市国民健康保険税条例等に基づき、宇都宮市(以下「本市」という。)が住民から提出された申告により国民健康保険の加入・脱退など資格の管理、加入者の医療費の給付及び管理、加入世帯に対し所得に応じた公平・公正な賦課決定徴収を行い、適正な滞納整理事務を行う。</p> <p>① 異動届や申告書等把握している状況により、証関係(保険証・短期証・資格証、高齢受給者証、特定疾病療養受給証、限度額適用認定証、限度額・標準負担額減額認定証)の発行、送付          ② 管理している情報により、療養給付費、高額療養費、出産育児一時金、葬祭費等の給付事務およびその管理、診療報酬明細書の点検・管理          ③ 被保険者の属する世帯に対し、所得、人数の状況に応じ保険税の算出、賦課徴収          ④ 賦課情報及び収納情報等取得し、督促状発送や差押、執行停止等の滞納処分、納付額超過の場合は過納額の返還を実施          ⑤ 情報提供ネットワークシステムを利用した国民健康保険関係情報の提供          ⑥ 情報提供ネットワークシステムを利用した医療保険給付関係情報、失業等給付関係情報、地方税関係情報、介護保険給付関係情報、住民票関係情報、国民健康保険法第56条第1項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報の照会          ⑦ 被保険者情報及び高額該当の引き継ぎ情報の国保情報集約システムとの連携</p> <p>(2)「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認の仕組みの導入を行うとされたことと、当該仕組みのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)(以下「支払基金等」という。)に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。)が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。</p> <p>&lt;オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)&gt;</p> <p>・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、本市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、本市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。</p> <p>・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、本市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、本市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報 とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。</p>
③システムの名称	<p>① 国民健康保険システム          ② 滞納整理支援システム          ③ 共通基盤システム(庁内連携システム)          ④ 団体内統合宛名システム          ⑤ 中間サーバー          ⑥ 国保総合システムおよび国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム(※)」という。)</p> <p>※国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバー群と、市町村に設置される国保総合PCで構成される。</p>
2. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険ファイル	

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第9条第1項 別表第一の16, 30の項</li> <li>・ 第9条第1項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条, 24条</li> </ul> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第9条第2項</li> </ul>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	1 番号法第19条第8号別表第二における情報提供の根拠 第三欄(情報提供者)が「市町村長」または「医療保険者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に医療保険給付関係情報及び国民健康保険法が含まれる項(1, 2, 3, 4, 5, 9, 12, 15, 17, 22, 26, 27, 30, 33, 39, 42, 43, 46, 58, 62, 78, 80, 81, 87, 88, 93, 95, 97, 106, 109, 120の項) 2 番号法第19条第8号別表第二の主務省令(※)における情報提供の根拠 別紙1のとおり (※)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 3 番号法第19条第8号別表第二における情報照会の根拠 第一欄(情報照会者)が「市町村長, 国民健康保険組合, 厚生労働大臣」の項のうち、第二欄(事務)が国民健康保険法による保険給付の支給, 保険料の徴収, 特別徴収の方法による保険料の徴収または納入, 特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務の項(42, 43, 44, 45, 46, 121の項)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部 保険年金課
②所属長の役職名	保険年金課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒320-8540 宇都宮市旭1丁目1-5 宇都宮市 保健福祉部 保険年金課 電話番号: 028-632-2323
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒320-8540 宇都宮市旭1丁目1-5 宇都宮市 保健福祉部 保険年金課 電話番号: 028-632-2323

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年9月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年9月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

<b>1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類</b>		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
<b>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</b>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>3. 特定個人情報の使用</b>		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b> [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</b> [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</b> [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>8. 監査</b>		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査	
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月3日	I-1-1② 事務の概要	<p>国民健康保険法及び地方税法およびその他地方税に関する法律、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、宇都宮市国民健康保険条例、宇都宮市国民健康保険税条例等に基づき、宇都宮市(以下「本市」という。)が住民から提出された申告により国民健康保険の加入・脱退など資格の管理、加入者の医療費の給付及び管理、加入世帯に対し所得に応じた公平・公正な賦課決定徴収を行い、適正な滞納整理事務を行う。</p> <p>①異動届や申告書等把握している状況により、証関係(保険証・短期証・資格証、高齢受給者証、特定疾病療養受給証、限度額適用認定証、限度額・標準負担額減額認定証)の発行、送付</p> <p>②管理している情報により、療養給付費、高額療養費、出産育児一時金、葬祭費等の給付事務およびその管理、診療報酬明細書の点検・管理</p> <p>③被保険者の属する世帯に対し、所得、人数の状況に応じた保険税の算出、賦課徴収</p> <p>④賦課情報及び収納情報等を取得し、督促状発送や差押、執行停止等の滞納処分、納付額超過の場合は過納額の返還を実施</p> <p>⑤情報提供ネットワークシステムを利用した国民健康保険関係情報の提供</p> <p>⑥情報提供ネットワークシステムを利用した医療保険給付関係情報、失業等給付関係情報、地方税関係情報、介護保険給付関係情報、住民票関係情報、国民健康保険法第56条第1項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報の照会</p>	<p>国民健康保険法及び地方税法およびその他地方税に関する法律、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、宇都宮市国民健康保険条例、宇都宮市国民健康保険税条例等に基づき、宇都宮市(以下「本市」という。)が住民から提出された申告により国民健康保険の加入・脱退など資格の管理、加入者の医療費の給付及び管理、加入世帯に対し所得に応じた公平・公正な賦課決定徴収を行い、適正な滞納整理事務を行う。</p> <p>①異動届や申告書等把握している状況により、証関係(保険証・短期証・資格証、高齢受給者証、特定疾病療養受給証、限度額適用認定証、限度額・標準負担額減額認定証)の発行、送付</p> <p>②管理している情報により、療養給付費、高額療養費、出産育児一時金、葬祭費等の給付事務およびその管理、診療報酬明細書の点検・管理</p> <p>③被保険者の属する世帯に対し、所得、人数の状況に応じた保険税の算出、賦課徴収</p> <p>④賦課情報及び収納情報等を取得し、督促状発送や差押、執行停止等の滞納処分、納付額超過の場合は過納額の返還を実施</p> <p>⑤情報提供ネットワークシステムを利用した国民健康保険関係情報の提供</p> <p>⑥情報提供ネットワークシステムを利用した医療保険給付関係情報、失業等給付関係情報、地方税関係情報、介護保険給付関係情報、住民票関係情報、国民健康保険法第56条第1項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報の照会</p> <p>⑦被保険者情報および高額該当の引き継ぎ情報を国保情報集約システムと連携する。</p>	事前	重要な変更
平成29年4月3日	I-1-1③ システムの名称	<p>① 国民健康保険システム</p> <p>② 滞納整理支援システム</p> <p>③ 共通基盤システム(庁内連携システム)</p> <p>④ 団体内統合宛名システム</p> <p>⑤ 中間サーバ</p> <p>⑥ 次期国保総合システムおよび国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム(※)」という。)</p> <p>※次期国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバ群と、市町村に設置される国保総合PCで構成される。</p>	<p>① 国民健康保険システム</p> <p>② 滞納整理支援システム</p> <p>③ 共通基盤システム(庁内連携システム)</p> <p>④ 団体内統合宛名システム</p> <p>⑤ 中間サーバ</p> <p>⑥ 国保総合システムおよび国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム(※)」という。)</p> <p>※国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバ群と、市町村に設置される国保総合PCで構成される。</p>	事前	重要な変更
平成29年4月3日	I-1-3 法令上の根拠	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)</p> <p>・ 第9条第1項 別表第一の16、30の項</p> <p>・ 第9条第1項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条、24条</p> <p>・ 番号法第9条第2項に基づく条例(制定予定)</p>	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)</p> <p>・ 第9条第1項 別表第一の16、30の項</p> <p>・ 第9条第1項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条、24条</p> <p>・ 宇都宮市個人番号の利用に関する条例第2条第3項</p>	事後	重要な変更に関与しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
平成29年4月3日	I-1-5. 評価実施機関における担当部署②所属長	保険年金課長 橋本 一守	保険年金課長 小林 正典	事後	重要な変更に関与しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成29年4月3日	II-1 対象人数 いつの時点の計数か	平成27年4月1日 時点	平成29年3月1日 時点	事後	しきい値判断に変更なし
平成29年4月3日	II-2 取扱人数 いつの時点の計数か	平成27年4月1日 時点	平成29年3月1日 時点	事後	しきい値判断に変更なし

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年6月1日	I-1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<p>国民健康保険法及び地方税法およびその他地方税に関する法律、行政手続法における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、宇都宮市国民健康保険条例、宇都宮市国民健康保険税条例等に基づき、宇都宮市(以下「本市」という。)が住民から提出された申告により国民健康保険の加入・脱退など資格の管理、加入者の医療費の給付及び管理、加入世帯に対し所得に応じた公平・公正な賦課決定徴収を行い、適正な滞納整理事務を行う。</p> <p>①異動届や申告書等把握している状況により、証関係(保険証・短期証・資格証、高齢受給者証、特定疾病療養受給証、限度額適用認定証、限度額・標準負担額減額認定証)の発行、送付</p> <p>②管理している情報により、療養給付費、高額療養費、出産育児一時金、葬祭費等の給付事務およびその管理、診療報酬明細書の点検・管理</p> <p>③被保険者の属する世帯に対し、所得、人数の状況に応じ保険税の算出、賦課徴収</p> <p>④賦課情報及び収納情報等を取得し、督促状発送や差押、執行停止等の滞納処分、納付額超過の場合は過納額の返還を実施</p> <p>⑤情報提供ネットワークシステムを利用した国民健康保険関係情報の提供</p> <p>⑥情報提供ネットワークシステムを利用した医療保険給付関係情報、失業等給付関係情報、地方税関係情報、介護保険給付関係情報、住民票関係情報、国民健康保険法第56条第1項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報の照会</p> <p>⑦被保険者情報および高額該当の引き継ぎ情報を国保情報集約システムと連携する。</p>	<p>国民健康保険法及び地方税法その他の地方税に関する法律、行政手続法における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、宇都宮市国民健康保険条例、宇都宮市国民健康保険税条例等に基づき、宇都宮市(以下「本市」という。)が住民から提出された申告により国民健康保険の加入・脱退など資格の管理、加入者の医療費の給付及び管理、加入世帯に対し所得に応じた公平・公正な賦課決定徴収を行い、適正な滞納整理事務を行う。</p> <p>① 異動届や申告書等把握している状況により、証関係(保険証・短期証・資格証、高齢受給者証、特定疾病療養受給証、限度額適用認定証、限度額・標準負担額減額認定証)の発行、送付</p> <p>② 管理している情報により、療養給付費、高額療養費、出産育児一時金、葬祭費等の給付事務およびその管理、診療報酬明細書の点検・管理</p> <p>③ 被保険者の属する世帯に対し、所得、人数の状況に応じ保険税の算出、賦課徴収</p> <p>④ 賦課情報及び収納情報等を取得し、督促状発送や差押、執行停止等の滞納処分、納付額超過の場合は過納額の返還を実施</p> <p>⑤ 情報提供ネットワークシステムを利用した国民健康保険関係情報の提供</p> <p>⑥ 情報提供ネットワークシステムを利用した医療保険給付関係情報、失業等給付関係情報、地方税関係情報、介護保険給付関係情報、住民票関係情報、国民健康保険法第56条第1項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報の照会</p>	事前	重要な変更
		(新たに追加)	<p>(2)「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)(以下「支払基金等」という。)に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。)が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。</p> <p>&lt;オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)&gt;</p> <p>・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、本市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、本市から被保険者及び世帯構成員の個人情報抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。</p> <p>・オンライン資格確認等システムで被保険者等</p>		
令和2年6月1日	I-1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②システムの名称	<p>① 国民健康保険システム</p> <p>② 滞納整理支援システム</p> <p>③ 共通基盤システム(庁内連携システム)</p> <p>④ 団体内統合宛名システム</p> <p>⑤ 中間サーバー</p> <p>⑥ 次期国保総合システムおよび国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム(※)」という。)</p> <p>※国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバー群と、市町村に設置される国保総合PCで構成される。</p>	<p>① 国民健康保険システム</p> <p>② 滞納整理支援システム</p> <p>③ 共通基盤システム(庁内連携システム)</p> <p>④ 団体内統合宛名システム</p> <p>⑤ 中間サーバー</p> <p>⑥ 国保総合システムおよび国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム(※)」という。)</p> <p>※国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバー群と、市町村に設置される国保総合PCで構成される。</p>	事前	重要な変更
令和2年6月1日	I-1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 7 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	〒320-8540 宇都宮市旭1丁目1-5 宇都宮市 保健福祉部 保険年金課 電話番号:028-632-2030	〒320-8540 宇都宮市旭1丁目1-5 宇都宮市 保健福祉部 保険年金課 電話番号:028-632-2323	事前	
令和2年6月1日	I-1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 7 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	〒320-8540 宇都宮市旭1丁目1-5 宇都宮市 保健福祉部 保険年金課 電話番号:028-632-2030	〒320-8540 宇都宮市旭1丁目1-5 宇都宮市 保健福祉部 保険年金課 電話番号:028-632-2323	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年11月1日	I-1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 7 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	1 番号法第19条第7号別表第二における情報提供の根拠 第三欄(情報提供者)が「市町村長」または「医療保険者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に医療保険給付関係情報及び国民健康保険法が含まれる項(1, 2, 3, 4, 5, 9, 12, 15, 17, 22, 26, 27, 30, 33, 39, 42, 43, 46, 58, 62, 78, 80, 81, 87, 88, 93, 95, 97, 106, 109, 120の項) 2 番号法第19条第7号別表第二の主務省令(※)における情報提供の根拠 別紙1のとおり (※)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 3 番号法第19条第7号別表第二における情報照会の根拠 第一欄(情報照会者)が「市町村長、国民健康保険組合、厚生労働大臣」の項のうち、第二欄(事務)が国民健康保険法による保険給付の支給、保険料の徴収、特別徴収の方法による保険料の徴収または納入に関する事務の項(42, 43, 44, 45, 46の項)	1 番号法第19条第8号別表第二における情報提供の根拠 第三欄(情報提供者)が「市町村長」または「医療保険者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に医療保険給付関係情報及び国民健康保険法が含まれる項(1, 2, 3, 4, 5, 9, 12, 15, 17, 22, 26, 27, 30, 33, 39, 42, 43, 46, 58, 62, 78, 80, 81, 87, 88, 93, 95, 97, 106, 109, 120の項) 2 番号法第19条第8号別表第二の主務省令(※)における情報提供の根拠 別紙1のとおり (※)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 3 番号法第19条第8号別表第二における情報照会の根拠 第一欄(情報照会者)が「市町村長、国民健康保険組合、厚生労働大臣」の項のうち、第二欄(事務)が国民健康保険法による保険給付の支給、保険料の徴収、特別徴収の方法による保険料の徴収または納入、特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務の項(42, 43, 44, 45, 46, 121の項)	事前	重要な変更 ・現時点までの番号法の条文中を見直して記載した。 ・公金受取口座登録制度が開始されることで、同口座情報に関して情報提供ネットワークシステムを利用し、デジタル庁の公的給付支給等口座登録簿の副本情報を照会することが必要になるために、「121」を追記した。
令和5年11月1日	II-1 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か	10万人以上30万人未満	1万人以上10万人未満	事前	重要な変更 しきい値判断に変更あり
令和5年11月1日	II-1 対象人数 いつの時点の計数か	平成29年3月1日 時点	令和5年9月1日 時点	事前	
令和5年11月1日	II-2 取扱人数 いつの時点の計数か	平成29年3月1日 時点	令和5年9月1日 時点	事前	
令和5年11月1日	III しきい値判断結果	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	基礎項目評価の実施が義務付けられる	事前	重要な変更
令和5年11月1日	IV リスク対策 1 提出する特定個人情報保護評価書の種類	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	基礎項目評価書	事前	重要な変更